

岡山市要配慮者 避難支援全体計画

平成29年4月

岡山市

目 次

1	本計画の策定目的	1
2	用語解説	1
3	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	3
4	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	4
5	名簿の更新に関する事項等	5
6	避難支援等関係者となる者	5
7	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置	6
8	要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告に関する配慮	7
9	避難支援等関係者の安全確保	7
10	あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに 不同意であった者に対する支援体制	7
11	避難所における支援対策	7
12	日頃の見守りと避難訓練の実施	8
13	避難行動要支援者の個別計画の策定等	9
14	関係法令抜粋	9
	様式	12

1 本計画の策定目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとした大地震に加え、近年、頻繁に発生している集中豪雨等異常気象による風水害や土砂災害など、迅速な避難や救護が必要となる大災害においては、高齢者や障害者等、いわゆる要配慮者が、逃げ遅れや避難所等でのトラブルやストレスにより深刻な事態が発生するケースが少なくない。

このような災害から要配慮者を守るためには、あらかじめ要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

そのためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援し、どこの避難所に避難させるか定める個別計画（避難支援プラン）を策定していく必要がある。

この全体計画は、災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、平成25年6月の災害対策基本法改正、及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を踏まえ、本市における災害時要配慮者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要配慮者自身による自助・地域で取り組む共助を基本とし、要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備充実を図ること（公助）により、もって地域の安心・安全体制を確保することを目的とする。

2 用語解説

本計画における用語の解説（定義）など

(1) 「災害」とは

風水害、地震など岡山市地域防災計画に定める災害をいう。

(2) 「要配慮者」とは

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で、平常時における防災活動や災害時における情報伝達、避難行動、避難生活等に支援を要する者で、具体的には、

ア 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知することが困難な者

イ 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知して必要な措置を行うことが困難な者

ウ 危険を知らせる情報を受け取ることが困難な者

エ 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して必要な措置を行うことが困難な者をいう。

なお、これらの者を要援護者としていたが、国が要援護者を要配慮者に変更したことから、本市においても、今後は要配慮者とする。

(3) 「避難行動要支援者」とは

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する者をいう。

(4) 避難に関する発令種別

ア 「避難準備情報」

《発令時の状況》

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況をいう。

《住民に求める行動》

- ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する。
- ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

イ 「避難勧告」

災害発生のおそれがあり、自発的な避難行動を促すときに発令される。

ウ 「避難指示」

避難勧告後に状況が悪化、又は避難準備の間もなく突発的に災害が発生し、直ちに避難行動を開始しなければならないときに発令される。

(5) 「支援」とは

ア 情報伝達支援

避難準備情報等、避難に関する発令時や発令以降において行なう、要配慮者への情報伝達支援など。

イ 避難行動支援

避難準備情報等、避難に関する発令時や発令以降における、要配慮者の避難所などへの移動支援。

(6) 避難（場）所について

災害時における避難（場）所としては、以下のものが挙げられる。

ア 「指定緊急避難場所」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害種別ごとに、当該災害から緊急に逃れるため指定した避難場所

イ 「指定避難所」

市が、指定した施設で、宿泊、給食などの一部生活機能を提供できる施設で、小学校、中学校、公民館など。

ウ 「広域避難場所」

風水害や地震又は同時多発火災などが発生し、人命に著しい被害を及ぼ

すと予測される場合の避難に適する、大きな公園など。

エ「協定避難所」

市が民間等との協定により避難所として確保した施設など。

オ「その他」

洪水等の災害で、時間帯や周辺の状況により避難場所への避難が危険と予測される場合には、自宅の2階や近所の高台など

(7)「自助、共助、公助」とは

ア 「自助」とは自らの身や家族、財産を守る備えと行動のことであり、災害発生時には最も重要となってくる。

イ 「共助」とは近隣住民と協力して地域を守る備えと行動である。

要配慮者は、その身体的特性から「自助」が困難である場合が想定されることから、要配慮者支援においては、近隣住民等の地域における支援活動（「共助」）が特に重要になってくる。

ウ 「公助」とは市を始め、警察・消防・国・県といった行政機関、ライフライン各社を始めとする公益的事業を営む機関等の応急対策活動である。

「自助」「共助」では必要な支援が受けられない場合における「公助」による支援のあり方についての検討が必要である。

(8)「安全・安心ネットワーク」とは

市内の各小学校区又は地区を活動エリアとする町内会をはじめとする各種団体が、地域の課題解決に向け、自主的に一体となって活動することを目的として組織された団体をいう。

(9)「自主防災会」とは

市民の一人ひとりが、自分の身を自分の努力によって守る（自助）だけでなく、「自分たちの街は自分たちで守る」という強い共助精神のもとに、災害時の地域における安全安心を確保するため、市民自らが町内会などを基本単位として組織し、自主的な防災活動を行う団体をいう。

3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害対策基本法49条の10第1項の規定により、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）様式1に掲載する者の範囲は、以下のいずれかの要件を満たし、生活の基盤が原則として自宅にある者とする。

(1) 要介護認定3～5を受けている者

(2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

(3) 療育手帳Aを所持する知的障害者

- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者及び地域定着支援を利用している精神障害者
- (5) 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- (6) 上記(1)から(5)までに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した者
- (7) 上記(1)から(5)までに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に示されたA市の例を参考に、保健福祉部局等と協議したうえで、(1)から(5)までの範囲を形式要件とする。「関係機関共有方式」

また、(1)から(5)までの形式要件に漏れた者が、自ら又は避難支援等関係者からの申請様式3により名簿に掲載することができるようにするため、(6)「手上げ方式」と(7)「同意方式」を採用している。

4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項により、市が保有する情報を目的外利用することができるようになったことから、保健福祉局の関係課が、岡山市個人情報保護条例施行規則第5条第2項による届出を行った後、危機管理室が、岡山市個人情報保護条例施行第7条第1項による届出を行うことで、名簿作成に必要な情報を集約することにより、名簿を作成する。

社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、名簿の対象者を在宅者(一時的に入所、入院している者を含む)にするため、保健福祉局の関係課からの情報は、情報の中で確実に確認できる範囲で、社会福祉施設入所者を除外する。

5 名簿の更新に関する事項等

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、年に1回、保健福祉局の関係課から名簿作成に必要な情報を集約し、名簿を更新する。

名簿掲載者のうち、3(1)～(5)の要件のみで該当する者に対し、郵送により同意書様式2を発送し、同意の回答については、期限内に回答がない場合は、個人情報保護の観点から、不同意であったことにする。

なお、同意又は不同意の回答については、本人又は親権者、法定代理人等か

ら変更の申請様式4がない限り継続し、回答がない者又は新たに要件に該当することになった者に対しては、保健福祉局の関係課からの情報集約後、年1回同意書を発送するが、同意書の回答率を上げるため、同意書発送の際は、市の広報紙への掲載、関係部署から各関係機関への協力依頼等を行う。

また、名簿をより正確なものにするため、月に1回住民登録変更等の情報と照合する。

6 避難支援等関係者となる者

市は、以下の(1)から(8)に挙げる避難支援等関係者(団体及び個人を含む。)に対し、避難行動要支援者のうち本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を平常時から提供する。ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、予想される災害種別や規模等を総合的に勘案した上で当該同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

なお、(1)岡山市消防局と(3)岡山県警察については、業務遂行上必要と認められるため、同意の有無を明示したうえで、同意の有無に関係なく、岡山市個人情報保護条例第9条第2項第1号を根拠に、名簿情報をデータで提供する。

(7)安全・安心ネットワークと(8)町内会等に対しては、毎年、事前に安全・安心ネットワーク代表者と避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書様式5を締結したうえで、(7)安全・安心ネットワークと(8)町内会等に名簿を提供するものとする。覚書締結の際、名簿を適切に管理するため、代表者が個人情報保護管理責任者となるが、代表者以外の者を責任者とする場合には、個人情報保護責任者届出書様式6を市に提出するとともに、名簿の提供を受けた安全・安心ネットワーク代表者は、「避難行動要支援者名簿」受領書(岡山市用)様式7を市に、安全・安心ネットワーク代表者を通して名簿の提供を受けた町内会長等は、「避難行動要支援者名簿」受領書(安全・安心ネットワーク用)様式8を安全・安心ネットワーク代表者に提出する。

なお、名簿提供単位については、事前に安全・安心ネットワーク代表者に確認用の名簿を提供し、学区・地区単位、単位町内会単位等の意向を確認したうえで提供する。

(4)民生委員児童委員に対しては、事前に地区会長と避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書様式5を締結したうえで提供する。

なお、名簿提供単位については、事前に地区会長に確認用の名簿を提供し、学区・地区単位、担当者単位等の意向を確認したうえで提供する。

(2) 岡山市消防団、(5) (社福) 岡山市社会福祉協議会、(6) 自主防災会
に対しては、(7) 安全・安心ネットワークへの提供に準じて、覚書様式5を
締結したうえで名簿を提供し、「避難行動要支援者名簿」受領書(岡山市用)
様式7を市に提出する。

- (1) 岡山市消防局
- (2) 岡山市消防団
- (3) 岡山県警察
- (4) 民生委員児童委員
- (5) (社福) 岡山市社会福祉協議会
- (6) 自主防災会
- (7) 安全・安心ネットワーク
- (8) 町内会等

7 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は、名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者へ
の名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 名簿を提供する者の範囲は、避難行動要支援者の属する学区等の避難支
援等関係者で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度とする。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せら
れていることを、名簿送付時に文書にて明示し、情報漏えい防止の徹底を
図る。
- (3) 名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- (4) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を
取り扱う者をあらかじめ指定しておくよう指導する。

8 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告に関する配 慮

市は、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発
令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人
ひとりに的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意
する。
- (3) 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊

急速報メールを活用するなど、複数の手段を有効に組み合わせる。

- (4) 要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

9 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を行うことから、避難支援等関係者の安全確保には十分に配慮するとともに、被災状況によっては、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することにより、必ずしも避難支援が受けられないことがあることを周知し徹底を図る。

10 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制

災害対策基本法上、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、平常時からの名簿提供に不同意であった者の名簿情報を、避難支援等関係者提供することができるため、本市においては、各区役所総務・地域振興課に各学区・地区別の不同意であった者の名簿を保管し、災害対策本部から該当区の災害対策本部への指示により、迅速に該当連合町内会長等の地域の避難支援等関係者に提供するものとする。

なお、災害対策本部が不同意者の名簿情報提供を判断する際には、平常時からの名簿情報提供に不同意であることに配慮したうえで、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件等を総合的に勘案し、提供範囲等について慎重に検討する。

1.1 避難所における支援対策

(1) 要配慮者の避難所・支援体制

要配慮者の避難所及び支援体制については、岡山市地域防災計画、岡山市避難所運営マニュアル、岡山市福祉避難所運営マニュアル等に基づき、適切に対応する。

(2) 避難場所及び避難場所までの避難路の整備

避難場所及び避難場所までの避難路は、各施設管理者において、要配慮者の利用に配慮した整備を努める。

(3) 避難所から福祉避難所への移送について

避難所へ避難した要配慮者のうち、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象に、二次的に開設される福祉避難所へ

移送する。

なお、災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅・指定避難所・福祉避難所・緊急入所等が考えられるが、避難生活中の要配慮者の身体状況等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する必要がある。

(4) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

各避難所に、避難所内で作業を行う活動班として、「災害時要援護者班」を編成し、要配慮者の状況・ニーズの把握・支援の要請などの業務を行う。

(5) 災害時における避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

要配慮者に対する各種支援については、専門的な知識、技能をもつ者による支援が望ましいが、こうした人材を確保することは容易ではないため、今後も関係団体等との間での人的支援に関する協定締結を推進する。

1.2 日頃の見守りと避難訓練の実施

市は、日頃の見守りを通して、災害時における地域での支援意識が醸成されるよう、啓発に努めるとともに、避難行動要支援者の参加による避難訓練の実施や、避難行動要支援者本人及びその家族を含む地域住民への防災意識の普及を積極的に行うよう努める。

(1) 日頃の見守り

避難行動要支援者、避難支援等関係者、地域住民は、日頃から支援体制等の情報を共有し、同時に避難行動要支援者の避難支援につながるよう努める。

(2) 防災訓練

市は、地域で実施する防災訓練において、避難支援等関係者の協力を得て、今後、市が地域での策定を支援している個別計画に基づく避難訓練を実施することを推進する。

(3) 地域住民及び避難行動要支援者の備え

東日本大震災などの経験から、住民一人ひとりに対する公助には限界があるため、市は、避難行動要支援者自身による自助と地域住民による共助について、防災意識の向上に取り組む。

1.3 避難行動要支援者の個別計画の策定等

災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするため、名簿の作成に合わせて、平常時から、各地域において、避難行動要支援者一人ひとりについて、避難支援者を定めた避難支援個別計画(様式例参照)の策定を推進し、策定後は、市に件数を報告するものとする。

市としても、平常時から、避難支援等関係者に提供された名簿情報を災害

時に有効に活用してもらうため、パンフレットの作成等により支援を行う。

14 関係法令抜粋

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定

する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

岡山市個人情報保護条例

(目的外利用及び外部提供の規制)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて保有個人情報の記録の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

- (1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は本市の正当な行政執行に関連があるとき。
- (2) 目的外利用をする保有個人情報が岡山市情報公開条例第5条第1号ただし書に該当するとき。
- (3) 目的外利用をすることについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が審査会の意見を聴いて認めたとき。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を

超えて実施機関以外のものに保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

(1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合でその業務の遂行のために必要があると認められるとき。

(2) 外部提供をする保有個人情報が岡山市情報公開条例第5条第1号ただし書に該当するとき。

(3) 外部提供をすることについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が審査会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、第1項第4号の規定による目的外利用及び前項第4号の規定による外部提供をしたときは、規則で定める場合を除き、本人への通知その他適切な措置を講じなければならない。

。

避難行動要支援者名簿

平成 年 月 日現在

学区・地区

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由	その他

避難行動要支援者名簿 の情報提供に関する 同意書

フリガナ		生年月日	
氏名		性別	
住所又は居所			
電話番号		携帯電話番号	
避難支援等を必要とする事由			
学区		町内会	

※市が保有する情報を集約して、平成 年 月 日現在のデータで名簿を作成しています。避難支援等関係者の方への情報提供の正確性を図るため、空欄への記入や記載内容の訂正をお願いします。
※下記「同意確認欄」の□のいずれかに✓し、日付及び氏名を記入して下さい。

同意確認欄

私は、市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されていますが、同封された書類の趣旨を理解し、平常時から上記の名簿情報を避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 社会福祉施設入所又は長期入院しているため、名簿対象者となりません。

平成 年 月 日

本人又は親権者、法定代理人等の氏名 _____

避難行動要支援者名簿登録・変更申請書兼同意書

平成 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名

(申請者が、本人又は親権者、法定代理人等の場合)

下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

(申請者が、避難支援等関係者の場合)

下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請します。

本人又は法定代理人等に、※へ記入してもらってください。

フリガナ		生年月日	M・T・S・H	年	月	日
氏名		性別	男・女			
住所又は居所						
電話番号		携帯電話番号				
避難支援等を必要とする事由						
学区		町内会				

※ 申請者が、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

本人又は法定代理人等 氏名

避難行動要支援者名簿同意・同意取消申請書

平成 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名

本人でない場合（続柄 ）

下記の内容で、市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されていますが、
平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに、

同意していましたが、今後は同意しません。

同意していませんでしたが、今後は同意します。

フリガナ		生年月日	M・T・S・H	年	月	日
氏名		性別	男 ・ 女			
住所又は居所						

避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における避難支援等を円滑かつ迅速に実施するため、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の提供と利用に関して、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報に関する事故を未然に防ぐために、以下の内容で覚書を締結し、個人情報の保護を図るものとする。

- 1 甲は、乙に名簿を提供する。名簿の内容は、次のとおりとする。
(1)氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所又は居所、(5)電話番号その他の連絡先、(6)避難支援等を必要とする事由
- 2 乙は、名簿を、災害の発生に備え、平常時から避難支援等の実施に必要な限度で利用するものとする。なお、名簿を受け取ったことにより、乙に避難支援等を行う法的な責任や義務が発生するものではない。
- 3 乙は、名簿の破損又は個人情報に関する事故を防ぐため、適切に管理しなければならない。このため、乙は個人情報保護管理責任者（以下「責任者」という。）を置くこととし、原則として乙の代表者が責任者を兼ねるものとする。ただし、乙の代表者以外の者を責任者とする場合は、その氏名等を書面により甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくよう、平常時から提供された名簿情報を共有することができるが、名簿をその目的以外に利用してはならない。
- 5 乙は、この覚書の内容、個人情報保護の重要性及び名簿の管理方法等について、その構成員に対し、共通の認識を持つよう周知を図らなければならない。
- 6 乙は、名簿に関して事故が発生したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。
- 7 乙は、構成員の故意又は重大な過失により、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、責任を持ってその解決を図らなければならない。
- 8 乙は、名簿更新時等、甲から名簿の返還を求められた場合は、速やかに返還するものとする。

この覚書の成立を証するため、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
団体名 岡山市
代表者 岡山市長

乙 住 所
団体名
代表者

個人情報保護管理責任者届出書

岡 山 市 長 様

団体名

代表者住所

氏名

印

「避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書」第3項に基づき、当団体で定めた個人情報保護管理責任者を以下のとおり届出します。

(個人情報保護管理責任者)

1 住所

2 氏名

印

「避難行動要支援者名簿」受領書（岡山市用）

平成 年 月 日

岡 山 市 長 様

団体名

代表者住所

氏名

印

「避難行動要支援者名簿」（ 学区・地区）を受領しました。

なお、別紙「避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書」に記載されている内容を遵守します。

「避難行動要支援者名簿」受領書（安全・安心ネットワーク用）

平成 年 月 日

学区・地区安全・安心ネットワーク代表者 様

組織名

代表者住所

氏名

印

「避難行動要支援者名簿」（ 学区・地区）を受領しました。

なお、別紙「避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書」に記載されている内容を遵守します。

避難支援個別計画

私は、下記の内容について、避難支援等関係者が必要に応じて、平常時からの事前対策の検討や災害時の支援に活用することに承諾します。

平成 年 月 日

氏名

ふりがな				生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	歳
氏名				性別	男 ・ 女		
住所	〒 岡山市 区						
連絡先	電話番号				携帯電話		
	FAX				メール		
緊急 連絡先	氏名	続柄	住所			電話番号	
家族構成 世帯状況	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> __人世帯 <input type="checkbox"/> その他()						
支援を必要とする事由							
特記事項 (健康状態など)							
必要な支援内容							
避難支援者	氏名(団体名)	住所				電話番号	

岡山市要配慮者避難支援全体計画

平成25年5月 策定

平成27年6月 全面修正

平成28年3月 一部修正

平成29年4月 一部修正